

事 務 連 絡
令和2年5月29日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設業の許可の更新に必要な書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審に係る特例的な取扱いについて、別添のとおり、地方整備局等の担当部長及び都道府県の主管部局長あてに通知しておりますので、連絡いたします。

貴職におかれましては、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国土建第39号
令和2年5月29日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設業の許可の更新に必要な書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審について、特例的に下記のとおり取り扱うことといたしましたので通知いたします。貴職におかれましては、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

1. 建設業の許可の更新の申請に係る取扱いについて

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第3条第3項の建設業の許可の更新について、当面の間、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、許可の更新の申請に必要な書類の一部が不足している場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、その上で、申請書類が揃った段階で審査を行うなどの柔軟な運用を行うことを認めることとする。この場合において、申請を受領する段階で、不足する書類の提出を誓約する旨の書面の提出を求めることや、一定の期間を設けた上でその期間内に追加の書類の提出が行われない場合は、建設業の許可の更新を認めないこととすることを通知しておくなどの措置を併せて講じることも可能である。

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいう（以下同じ。）。

2. 変更届等の提出期限について

法第11条第2項において、建設業者は、毎事業年度経過後四月以内に、前事業年度の貸借対照表や損益計算書等を提出しなければならないこととされているところであるが、金融商品取引法において有価証券報告書の提出が一定期間猶予されていることなどの状況を踏まえ、当面の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、法第11条第2項に規定する書類について、書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認など）等が終了していないものを提出することも差し支えないこととする。なお、この場合は、事後的に内容が確定したものを提出するよう指導することとし、その旨の誓約書の提出を求めることなども可能である。

3. 経営事項審査について

（1）経営事項審査の受審の特例について

建設業法施行規則第18条の2の規定により、法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされているところ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた（建設業法施行規則の一部改正）。

本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要がある。

また、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは当然可能である。

※上記の措置を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に公布され、同日から施行されたところである。【別紙1】

（2）新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例

に関する法律第3条の規定による納税猶予の適用者等に係る経営規模等評価における納税証明書の取扱いについて

国税庁次長より消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、経営事項審査において消費税納税証明書を活用するよう協力依頼があったことを受け、「経営事項審査における消費税納税証明書等の活用について（依頼）」（平成12年建設省経建発第123号）を発出し、当該証明書において未納税額がないことを確認し、また未納があることが判明した場合には、速やかに完納するよう指導するよう、依頼していたところである。

他方、今般、国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）、国税通則法（昭和37年法律第66号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく猶予制度（以下単に「国税の猶予制度」という。）が活用されるよう周知を行っているところであり、別添2のとおり、国税庁管理運営課長及び徴収課長より国土交通省土地・建設産業局建設業課長あて、国税の猶予制度の適用を受けた者に対してする国税の納付指導は省略可である旨が示されたことを受け、国税の猶予制度の適用を受けた者に対しては、その猶予期限まで完納の指導を不要とすることとする。

なお、国税の猶予制度の適用がある場合は、納税証明書（その1）の備考欄に猶予中である旨とその猶予期限が付記されることから、当該付記書きをもって国税の猶予制度適用者であることを確認されたい。

以上

○国土交通省令第五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例） 2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。	附 則 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

事務連絡
令和2年5月26日

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課長 殿

国税庁 管理運営課長
徴収課長

経営事項審査における納税証明書の取扱いについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「特例猶予」という。）、国税通則法（納税の猶予）及び国税徴収法（換価の猶予）に基づく猶予制度が活用されるよう積極的な周知広報、迅速かつ柔軟な対応を行っているところです。

さて、建設業法に規定されている「経営事項審査」に際し、経営状況に関する審査等の一環として、「納税証明書（その1）」の提出を求め、当該証明書において未納税額がある場合には、速やかに完納するよう指導いただいているところですが、上記の猶予制度の適用を受けた納税者に対しては、税務署において納付指導を了していることから、改めてのご指導は省略していただいて差し支えございません。

なお、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」により、新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できますので申し添えます。

（注）特例猶予に基づく猶予制度が適用できない場合も、国税通則法に基づく納税の猶予や国税徴収法に基づく換価の猶予が適用される場合がありますので、当分の間は、これらが適用された場合も上記と同様の取扱いをしていただきますようお願いします。

以上

【本件に関する連絡先】

所属 担当者 国税庁 徴収部 管理運営課 小林
電話： 03-3581-4161（内線3882）

○ 換価の猶予許可通知書

〒
〒

年 月 日

換 価 の 猶 予 許 可 通 知 書

財務事務官

年 月 日付で換価の猶予申請があつたあなた（貴社）の国税等については、下記のとおり許可しましたから、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第47条第1項準用）の規定により通知します。
なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

年 度	税 額	日 付	納 期	限 本	税 額	加 算	税 額	延 滞	税 額	利 子	税 額	滞 納 処 分 費	備 考
年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	加 算	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額

猶 予 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

該 当 条 項

国税徴収法第151条の2第1項

備考：「滞納処分費」欄に附けた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ ） 担当 電話

〒 番 納 期 号

○ 納税証明書（その１）

納 税 証 明 書
(その1 納税額等証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

税 目					
年度及び区分	納付すべき税額		納 付 済 額	未 納 税 額	法定納期限等
	申 告 額	更正・決定後の額			
	円	円	円	円	

(備考)

○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

上記未納税額●●円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官

